

## 自然環境データ整備に関する進捗状況と課題

### <自然環境データの進捗状況>

#### 1. 自然環境保全基礎調査の質的変換

国家戦略における施策目標	進捗状況	今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境データ収集システムの構築</li> <li>・生態系の量的把握・長期的なモニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年よりモニタリングサイト1000を開始し、平成17年度末までに約600サイトの設定を順次実施</li> <li>・サンゴ礁などデータ取得体制が整っている調査については、先行して評価・解析を実施中</li> <li>・自然環境保全基礎調査「浅海域生態系調査」において、わが国初めてとなる全国の藻場・干潟調査を統一的手法により実施。</li> <li>・専門家の協力を得て、平成17年度までに干潟145箇所の現地調査を終了。藻場129箇所の現地調査を平成18年度まで継続。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度までに全国1000箇所程度のモニタリングサイトを設定し、継続的なデータ収集を行う</li> <li>・既存の調査実績・データがあるサイトについては、重点的に遡って解析を実施</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・浅海域を中心に、海域における生物・生態系情報の整備を本格的に実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全基礎調査「種多様性調査」において、哺乳類・鳥類繁殖分布図の作成、20年前との比較を実施</li> <li>・衛星画像を活用した植生調査など、自然環境の総合的把握のための技術的検討を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家による確実な種の同定作業を進め、インベントリー作成、調査結果とりまとめを実施</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・植生・動物分布、海岸などの情報の総合解析</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星画像を活用した植生調査など、自然環境の総合的把握のための技術的検討を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星や航空画像による自然環境の把握や評価・解析など技術的検討を継続</li> <li>・特に、陸域観測技術衛星ALOS（だいち）の画像解析により、植生だけでなく湿地や、海岸改変状況の把握のための技術開発を検討</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤のデータである植生図の維持更新</li> <li>・GISを活用した関連データの統合的把握のための情報整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1/25,000植生図の作成、植生図をベースとしたGIS解析に関するモデル調査、GIS等を活用した情報整備を実施中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1/25,000植生図の作成を継続（衛星画像の活用等による土地利用が卓越した地域や植林地での作図の効率化）</li> <li>・自然環境の総合的把握のための情報整備等を継続</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・野生生物目録、分布・生態データ、標本資料の収集・保管等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎調査データを基とした野生生物目録の作成、標本資料の充実などを実施中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎調査やモニタリングサイト1000の継続的实施に伴い、標本資料の収集保管等</li> </ul>

#### 2. 情報の共有と公開

国家戦略における施策目標	進捗状況	今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携・ネットワークの強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁連携ワーキンググループを設置し、調査データの相互利用について検討を開始</li> <li>・自然系調査研究機関連絡会議(NORNAC)を継続開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、調査データ公開状況や、データ格納形式の技術開発の進展に応じて、関係省庁・機関との情報交換・データの相互利用に向けた検討を推進</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報交換の仕組みの整備など情報システムの充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性情報システム(J-IBIS)の充実・改善を実施</li> <li>・平成16年より生物多様性クリアリングハウスメカニズムを立ち上げ、メタデータの登録を実施中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の情報交換に関する国内外の組織・活動との連携を検討</li> <li>・引き続きメタデータの登録など情報システムの充実を図る</li> </ul>

<自然環境データの課題>

(1) モニタリングの実施による自然環境変化の迅速な把握

モニタリングサイト1000の着実な実施等により、わが国の自然環境の質的・量的な変化の前兆現象を迅速に把握し、必要な施策の検討・実施に活用

(2) 自然環境の全体像の着実な把握と政策的調査の適時的確な実施

基礎調査に求められている基盤的調査（例：全国植生図、全国分布図、野生生物目録など）と政策的調査（例：温暖化影響・外来種など）の2つの異なる性格等を考慮した調査の設計・実施

(3) 調査の効率性と調査結果の速報性の向上

衛星画像の利用、インターネットの活用、各機関・調査員との連携による全国調査体制の構築等により、調査の効率性を高めるとともに、迅速な情報収集・提供を実施

(4) 情報共有と公開の促進

情報共有に関する関係機関との連携体制の構築が進み、取り組みが緒についたところ。今後、具体的な連携方策の検討・実施を促進  
（例：省庁連携WG、自然系調査研究機関等連絡会議(NORNAC)、地球規模生物多様性情報機構(GBIF)との情報連携の推進、互換性のあるデータ格納形式の検討など）

(5) 調査結果の利活用等に関する普及啓発

自然環境に関する調査手法の整備、政策立案支援のための調査結果の利活用、データの取得・利用・解析に関する技術研修、国際貢献（技術移転・情報交換）などを推進

野生生物の保護管理に係る進捗状況と課題

(1) 種の絶滅の回避、猛禽類保護への対応、海棲動物の保護と管理

<進捗状況>

新戦略における施策の取扱方針	新戦略策定時の状況（～H14）	進捗状況			
		H14	H15	H16	H17
<p><b>【絶滅要因の解消】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内希少野生動物植物種の指定</li> <li>生息地等保護区の指定</li> <li>繁殖個体の再導入を含めた総合的な保護増殖事業の実施</li> </ul>	<p>57種 (RL:約2660種)</p> <p>7ヶ所</p> <p>保護増殖事業計画 21種</p>	<p>スイゲンゼニタナゴ等5種指定</p> <p>インシガキニイニ保護区指定</p>	<p>譲渡規制の強化に係る種の保存法一部改正</p>	<p>アマミノクロウサギ等11種指定</p> <p>アユモドキ等13種計画決定</p> <p>大東諸島を指定</p>	<p>H18 18年度中にレッドリストを改定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アベサンショウウオ保護区指定</li> <li>アカガシラカラスバト計画決定</li> </ul>
<p><b>【生息環境に着目した絶滅のおそれの未然回避】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国的に減少が著しい生態系に係る保護区の指定</li> </ul>	<p>国指定鳥獣保護区 54ヶ所</p>	<p>宮島沼、藤前干潟を指定</p>	<p>和白山濁、名蔵アンパル、白山地を指定</p>	<p>野付半島・野付湾、燕栗沼・周辺水田、最上川河口、瓢湖、宍道湖、仏沼を指定</p>	
<p><b>【猛禽類保護への対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生態、生息等データの充実</li> <li>土地利用に際してのきめ細かな対応指針の作成</li> </ul>	<p>「猛禽類保護の進め方」の策定（H18）</p>	<p>イヌワシ、クマタカ保護指針策定調査（H14～18）</p>	<p>オオタカ保護指針策定調査（H15～19）</p>		
<p><b>【海棲動物の保護と管理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生息状況データを収集・分析</li> <li>個体群レベルも含めた適正な保護のための取組の推進</li> </ul>	<p>自然環境保全基礎調査海棲動物調査</p> <p>ジュゴンと藻場の広域調査</p>	<p>アザラシ類生息調査（H14～17）</p> <p>ジュゴンと藻場の広域調査（～H17）</p>	<p>ジュゴンに係る漁業等との共存のための取組（H15～19）</p>		

<課題>

- レッドリストの改定を踏まえた希少野生動物植物種及び生息地等保護区の指定を推進。
- 希少野生動物植物種の飼育下繁殖技術の確立と野生復帰のための取組を含めた保護増殖事業を推進。
- 生息環境に着目して種の絶滅のおそれを未然に回避するため、継続的な生態系のモニタリングを推進。
- 里地里山における種の絶滅のおそれを未然に回避する予防的な方策の検討。
- 希少猛禽類の総合的な保護指針の策定。
- 海棲動物の保全策の検討。

(2) 野生鳥獣の科学的・計画的な個体群管理システムの確立

<進捗状況>

新戦略における施策の取扱方針	進捗状況			
	H14	H15	H16	H17
<p><b>【個体群の計画的な保護管理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>目標とする個体数等をできる限り科学的に設定し、保護管理を総合的かつ計画的に展開</li> </ul>	<p>特定計画の策定 (合計：32計画) ニホンジカ 19計画 ツキノアゲマ 4計画 カモシカ 4計画 イノシシ 3計画 ニホンザル 2計画</p>	<p>(合計：58計画) ニホンジカ 2計画 ツキノアゲマ 3計画 イノシシ 4計画 ニホンザル 6計画</p>	<p>(合計：66計画) ニホンジカ 5計画 カモシカ 1計画 イノシシ 1計画 ニホンザル 1計画</p>	<p>(合計：79計画) ニホンジカ 3計画 カモシカ 1計画 イノシシ 8計画 ニホンザル 2計画* (* 1計画終了)</p>
<p><b>【情報共有と合意形成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>野生鳥獣生息状況等について推定や評価を行う場合の幅広い情報共有と合意形成を実施</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>関東カワ広域協議会の設置と広域指針の策定</li> <li>中部近畿カワ広域協議会の設置</li> </ul>
<p><b>【個体群管理システムの確立】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>科学的、計画的な保護管理に関する情報の収集、整備や調査研究を積極的に推進</li> <li>特定鳥獣保護管理計画制度に基づき各地域での取組から得られる知見を共有して検討を深め、科学的、計画的な個体群管理システムを確立</li> </ul>	<p>特定計画技術マニユアルの整備： ニホンジカ、クマ類、カモシカ、イノシシ、ニホンザル</p> <p>野生鳥獣管理技術者育成研修(H10～) ニホンジカ、クマ類、ニホンザル、カモシカ</p>		<p>特定計画技術マニユアルの整備： カワ</p> <p>野生鳥獣管理技術者育成研修：69名 ニホンジカ、イノシシ、カワ</p>	<p>特定計画技術マニユアルの改訂： ニホンジカ、クマ類、カモシカ、イノシシ、ニホンザル</p> <p>野生鳥獣管理技術者育成研修： ニホンジカ、クマ類、カワ</p>

<課題>

- 科学的・計画的な鳥獣の保護管理の推進に向けて、特定鳥獣保護管理計画に関する都道府県の取組への支援が課題
- ・ 隣接する都道府県境を越えて広域的に移動するような鳥獣について、関係都道府県で共通する保護管理の指針を作成するなど、効果的な保護管理の実施に向けた支援。
- ・ 効率的なモニタリング手法、市町村レベルにおける実施計画の策定方法、目標設定と進行管理等に関する手法等、特定計画の更なる効果的な実施に向けた技術的な支援。
- ・ 鳥獣保護管理に関する専門的知見を持つ人材の育成・確保による支援

(3) 移入種（外来種）問題への対応

＜進捗状況＞

新戦略における施策の取扱方針	新戦略策定時の状況	進捗状況				
		H14	H15	H16	H17	
<p><b>【外来生物の利用制限と水際管理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性への影響が懸念される生物の利用制限を行うことにより、その輸入を抑制</li> <li>飼育動物の管理を徹底することによる影響対策を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物愛護管理法における飼養動物（一部）の遺棄禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>移入種問題分科会において「移入種（外来種）への対応方針について」をまとめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央環境審議会より「移入種対策に関する措置の在り方について」答申</li> </ul>	<p>外来生物法の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>専門家会合において特定外来生物の選定作業実施</li> </ul>	<p>外来生物法の施行・規制開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定外来生物として37種類を指定</li> <li>43種類を追加指定</li> </ul>	<p>H18</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定外来生物として3種類を追加指定（合計：83種類）</li> </ul>
<p><b>【非意図的導入への対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意図せずに導入される生物の侵入経路の特定と侵入の予防、排除、管理を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立公園内等における外来植物等の駆除</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>非意図的導入を含め特定外来生物の情報収集を開始</li> </ul>	
<p><b>【モニタリングと早期対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>注意を要する種の移入、定着に関するモニタリングと早期対応を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>西表島へのオオヒキガエル侵入防止対策を実施（H13～）</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>アライグマに係る防除モデル事業の実施（H17～19）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カミツキガメに係る防除モデル事業の実施（H18～20）</li> </ul>
<p><b>【島嶼地域等における管理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固有の生物相を有している島嶼地域等緊急性の高い地域における外来生物の導入規制、排除、管理を重点的に実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>奄美大島及び沖縄島やんばる地域のマングース防除事業を実施（H12～）</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>奄美大島・やんばる地域のマングース防除について、10年間で完全排除の目標を設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オオクチババスに係る防除モデル事業の開始</li> </ul>
<p><b>【関係機関の連携体制の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外来生物対応施策を総合的に推進するため有効な関係機関の連携体制を確保</li> </ul>					<p>国立・国定公園の特別保護地区等における動植物の放出等の規制を開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法を共同所管する農林水産省と許可手続体制を整備、税関・植物防疫所等と協力して水際規制を実施</li> </ul>

<課題>

- 外来生物の生態、被害、利用に係る幅広い情報の収集・整備を充実。
- 生態系等に係る影響を効果的・効率的に評価する手法を確立。
- 非意図的導入の外来生物に関し、導入経路等の実態把握と対応を検討。
- 外来生物による被害に早期に対応するため、モニタリングの継続と被害対応の体制を整備。
- 効率的・効果的な防除の実施に係る手法・体制の検討と関係機関への普及啓発を推進。
- 国内由来外来生物に係る対応の更なる推進。

## 課題と方向性

課 題	方 向 性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 干潟・藻場・サンゴ礁等生物多様性保全上重要な浅海域の保全を一層推進すること。</li> <li>・ その際、広域的なネットワークの視点を持って取り組むこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 干潟・藻場・サンゴ礁等、浅海域における保護地域の指定等を進めるとともに、海域保護区のあり方について制度面も含めて検討。</li> <li>・ 特に浅海域については、陸域との関係を踏まえた流域一体での取り組みや生息する種の移動等を考慮した広域的、国際的な取り組みなど国内外のネットワークを強化。</li> <li>・ 干潟、藻場、サンゴ礁等の再生は、各地の取り組みを通じた技術的知見を集積しつつ、さらに積極的に推進。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業対象種以外の海洋生物は、漁業資源における知見の蓄積に比べて情報面で立ち遅れ。沿岸・海洋域の生物多様性に係る総合的なデータ整備を推進すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当面、生物多様性保全上重要な浅海域について、関係各省間の情報交換を図り、生物・生態系に係るデータの充実を推進。</li> <li>・ 浅海域以外の海洋における総合的なデータ整備については、効果的・効率的な手法のあり方を含めて検討。</li> </ul>

## 課題と方向性

### ①自然再生に係る技術的知見の集積

課 題	方 向 性
<p>具体的事例をさらに積み重ねることにより、自然再生の技術的知見等の集積を進める。</p>	<p>自然再生の取組は始まったばかりであり、科学的な調査やモニタリングによる順応的な進め方を基本としているため、事例の蓄積には時間が必要。引き続き、着実に自然再生を推進し、各地での取組を通じた技術的知見の集積に努力。</p>

### ②全国的な視点に基づく自然再生の推進

課 題	方 向 性
<p>ボトムアップによる取組に加えて、全国的な視点に基づく自然再生の方向性を示すこと。</p>	<p>長期的な観点に立った国土のあり方を考える中で、自然再生の必要性が高い地域を抽出していくことが必要。 現在策定作業が進められている国土形成計画やその後の広域地方ブロック計画において、全国的あるいは広域的な視点に立った生態系ネットワークの構想を具体的な形で示すことについて、関係各省とも連携して検討。</p>

### ③民間団体等が民有地において実施する自然再生活動への支援の充実

課 題	方 向 性
<p>民間団体等が民有地において実施する自然再生活動を支援すること。</p>	<p>民間団体等が、特に民有地において自然再生に取り組む場合の支援のあり方（民間資金の活用や土地所有者との調整等）について、より効果的な手法等を検討。</p>

### ④自然再生推進法に基づく協議会のあり方

現 状	理 由
<p>自然再生推進法に基づく協議会とそれ以外の取組があることへの対応。</p>	<p>自然再生の取組は始まったばかりであり、当面は各地での取組が着実に進むことが肝要。 自然再生推進法については、法施行後五年を経過した時点での各地の取組状況や課題等を検証した上で、制度面の見直し等を検討。</p>

## 課題と方向性

### ①里地里山に係る自然環境データの充実

課 題	方 向 性
<p>里地里山の生物多様性や管理の状況を把握し、対策を検討するために必要なデータ整備を充実すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 里地里山を把握する基礎的データである植生調査等の自然環境保全基礎調査や、里地里山の生物多様性に大きな影響を与える竹林の侵入状況等を迅速に把握するため、地球観測衛星「だいち」のデータの活用等による速報性の向上を推進。</li> <li>○ それらも踏まえ、里地里山の保全再生の取組の進展状況等を全国的観点から把握するための指標等についても検討。</li> </ul>

### ②里地里山保全再生の目標像と方策の提示

課 題	方 向 性
<p>各地域における自主的な取組を支援するための目標像や具体的な手法等を提示すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農林業等を通じて特有の自然環境が維持されている里地里山や、希少な動植物種が生息生育する里地里山など、生物多様性上重要な里地里山を抽出するとともに、その管理・保全に対し、地域を評価し応援していく仕組みを検討。</li> <li>○ 管理が行き届かなくなった里地里山における鳥獣との軋轢を軽減するための手法についても、各地の事例を集積。</li> </ul>

### ③地域活性化を通じた里地里山の保全再生

課 題	方 向 性
<p>生業によって行われてきた里地里山の管理を将来にわたって継続するため、地域による自立的管理が可能となる経済性を確保すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農林業の振興に加えて、地産地消、国産材消費拡大など消費面の対策を含めた農山村の活性化を推進。</li> <li>○ 里地里山景観等を対象としたエコツーリズムや循環利用が可能な生物資源としてのバイオマスの利用など、新たな形での資源活用策についても検討。</li> <li>○ 人為において維持されてきた里地里山特有の自然環境を、たとえば自然公園など、保護地域制度の中で積極的に評価し支援する仕組みのあり方についても検討。</li> </ul>

### ④里地里山を管理する担い手の確保

課 題	方 向 性
<p>地域における里地里山の管理を支援する都市住民のボランティアなどを確保すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 団塊の世代などを含む、ボランティアの人材登録・派遣とその技術の向上を図るための研修を行う総合的なシステムを検討することが必要。</li> <li>○ 定住者を増やすための里地里山でのライフスタイルの提案や、企業や NPO 等の参画を促進するための先進事例の紹介等の情報提供を強化。</li> </ul>

## 課題と方向性

### ①国立公園等保護地域が生物多様性保全に果たす役割

課題	方向性
<p>国土の中で生物多様性上重要だが、その保全が十分ではない地域について、適切な保護担保措置を講じること。</p>	<p>すぐれた自然の風景地の観点から指定される国立・国定公園は、最も広い範囲をカバーしている保護地域制度であり、国土の生物多様性保全上重要な役割を果たしていることから、自然公園制度を十分に活用しつつ、各種保護地域制度のより効果的な運用を推進。</p>

### ②地域の多様な主体の参画による国立公園等の管理運営の推進

課題	方向性
<p>里地里山等において人為により維持されてきた風景などの二次的自然環境を、地域の様々な立場にある人々の参画を得て適切に維持していくこと。</p>	<p>国立・国定公園の風景や自然環境の維持保全は、国だけでなく地方公共団体、住民、NPO、学識経験者、利用者など多様な主体の参画を得て管理を推進していくことが必要であり、そのための従来の規制的手法だけでない制度の追加の必要性についても検討。</p>

### ③生態系ネットワークの形成

課題	方向性
<p>生態系ネットワークの形成を着実に推進すること。</p>	<p>現在策定作業が進められている国土形成計画やその後の広域地方計画において、全国的あるいは広域的視点に立った生態系ネットワークの構想を具体的な形で示すことについて、関係各省とも連携して検討。それらを踏まえて、都道府県や市町村など地方における取組が進むような仕組みを検討。</p>

## 課題と方向性

### ①わが国の生物多様性の総合的な把握

課題	方向性
わが国における生物多様性の状況や「2010年目標」への対応状況等を総合的に把握し、わかりやすく示すこと。	わが国の生物多様性の状況やその保全のための取組状況をわかりやすく示すことについては、環境基本計画に盛り込んだ指標等も踏まえつつ、広報のあり方も含めてより効果的な手法をさらに検討。 MAやGBO2も参考に、社会経済的な要素も含めたわが国の生物多様性を総合的に把握することについて、具体的手法も含め検討。

### ②地球規模の生物多様性保全の視点

課題	方向性
わが国の国民生活が地球規模の生物多様性に支えられていることやわが国に生息する鳥類・魚類等の中には地球規模で移動する種もあること等も踏まえ、地球規模の視点での取組を一層推進すること。	○地球規模の生物多様性のモニタリングについて、国内外の専門家とのネットワークや官民の連携等の強化により、わが国としての貢献を強化。  ○日常の暮らしが地球規模の生物多様性に依存していることに対する関心を高めること、農林水産施策とも連携して地域の自然資源の一層の有効活用や持続可能な生産活動に係る認証制度の普及を進めること等について、国、地方さらには民間企業等の協力による総合的な取組として推進。  ○国境を越えて移動する動物の生息環境の保全や生物多様性が豊かな地域の保全について、特にアジア太平洋地域におけるネットワーク化を通じた連携強化や人材育成等の国際協力を推進。

## 課題と方向性

### ①地球温暖化が生物多様性に与える影響の把握

課 題	方 向 性
<p>地球温暖化による個々の生物への影響や生態系の変化及びそれらによる人間の生活に及ぼす影響を実証的データに基づいて把握すること。</p>	<p>温暖化に伴う影響を実証的に把握するため、モニタリング1000の充実などにより長期・継続的な監視体制を強化。その際分布限界、寿命の短い種など影響が表れやすいところに着目することや、温度だけではなく、降水量、海流、塩分濃度等生態系全体に係る情報を幅広く収集したうえでの分析が重要。</p> <p>また、地球規模でのデータ収集のための国際的連携も必要。</p>

### ②生物多様性保全施策と地球温暖化対策の統合的推進

課 題	方 向 性
<p>わが国の国土の中で、生物多様性保全上、またCO<sub>2</sub>吸収源として、重要な役割を担う森林について、その機能を共に十全に発揮させるための保全・整備を一層推進すること。</p>	<p>CO<sub>2</sub>吸収源としての機能を高めるための生長力が旺盛な活力ある森林づくりと生物多様性保全の機能を高めるための上層木から下層植生までが発達した豊かな森林生態系の形成は、相互に調和させていくことが不可欠。</p> <p>具体的には、育成林における間伐や複層林化等の健全な森林づくりや、多様な生物を育む広葉樹の導入など森林の再生・回復に向けた取組が必要。</p> <p>里山林の保全整備や保護地域等の森林の保護管理を推進するとともに、奥山の森林から里地里山、都市の緑に至るまでの生態系ネットワークの形成が重要。</p> <p>また、化石燃料の代替エネルギーとして、育成林や里山林の整備・管理によって生まれる資源のバイオマス利用を推進。</p>

## 課題と方向性

課 題	方 向 性
<p>超長期的に人口減少に向かう国土の中での人と自然の関係について、生物多様性保全の観点からより望ましい状況を目指すこと。</p>	<p>○奥山自然地域については、国土の生態系ネットワークの核としての十分なまとまりがそれぞれの地域の生物多様性の特性に応じて確保されるよう、各種の保護地域制度を活用しつつ保護管理を充実。</p> <p>○里地里山地域については、人口減少・高齢化の進展等により奥山自然地域と都市地域の間の中間地域としての幅が相対的に広がって行くと考えられることから、自然の遷移に委ねる地域と人手をかけて積極的に維持管理していくべき地域との仕分けを行うこと、農林業の振興や消費拡大等を通じて里地里山の保全管理の担い手としての農山村の活性化を図ること、人と野生鳥獣とのほどよい間合いを確保することなどを総合的に検討。</p> <p>○都市地域については、市街地の縮小・人口減少に対応して、森とも呼べる大規模な緑の空間の創出を含めた水と緑の計画的な確保を推進。</p> <p>○浅海・海洋域については、砂浜などの自然海岸や浅海域の保全・再生の強化、漁業との両立を通じた海洋生態系の保全等を推進。</p> <p>○なお、温暖化も含めた環境条件の長期的な変化にも対応できるよう、また、上記それぞれの地域相互のつながりを確保できるよう、国土レベルの生態系ネットワークの構築を着実に進めることが重要。</p>